

【清瀬市事業継続支援金 Q&A】

Q 1. 昨年度実施された清瀬市中小企業等応援給付金、今年度に実施された清瀬市事業者支援給付金を受給しましたが、当該支援金を申請することはできますか？

A 1. 申請可能です。

Q 2. 当該支援金は、いわゆるフリーランスも対象になりますか？

A 2. 国の「月次支援金」又は東京都の「東京都中小企業者等月次支援給付金」の給付を受けていれば対象となります。

Q 3. 当該支援金は、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、一般社団法人、農業法人は対象となりますか？

A 3. 国の「月次支援金」又は東京都の「東京都中小企業者等月次支援給付金」の給付を受けていれば対象となります。

Q 4. 対象とならない業種はありますか？

A 4. 政治活動や宗教活動に関する団体は対象になりません。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、該当営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者、代表者や役員又は従業員等が清瀬市暴力団排除条例に規定されている暴力団関係者も対象外となります。

Q 5. 主たる事業所はどこで確認できますか？

A 5. 個人事業主の方は、確定申告の際に提出されている、青色申告決算書（青色申告の方）または収支内訳書（白色申告の方）に記載されている「事業所所在地」欄に清瀬市内の住所が書かれているかを確認してください。空欄の場合は、事業所所在地が清瀬市内にあることが分かる書類（開業届、営業許可証、事業所の賃貸借契約書など）を追加提出してください。法人の場合は、登記上の「本店」又は「本社」として位置付けている店舗となります。

Q 6. 市外に住んでいますが、事業所が清瀬市内にあります。対象ですか？

A 6. 清瀬市内に主たる事業所があることが要件となりますので、対象です。前提として、令和4年1月1日時点で清瀬市内に事業所があることが条件となります。

Q 7. 市内に住んでいますが、事業所が清瀬市外にあります。対象ですか？

A 7. 清瀬市内に主たる事業所があることが要件となりますので、対象になりません。

Q 8. 市内に複数の店舗を有していますが、店舗ごとに申請できますか？

A 8. 申請ができるのは、法人または個人事業者あたり 1 回限りです。

Q 9. 月次支援（給付）金の給付通知書を紛失した場合、どうしたらいいですか？

A 9. 給付決定通知書の写しを提出することが困難な場合は、申請者のマイページの写し（給付状況及び対象月、決定金額等がわかる部分）及び振り込まれたことが分かる通帳のページの写しを提出してください。その他、必要に応じて追加で書類の提出を求めることがあります。

Q 10. 国の月次支援金や東京都の東京都中小企業者等月次支援給付金をこれから申請したいのですがどうすればいいですか？

A 10. 国の月次支援金は令和 4 年 1 月 7 日で申請を終了していますが、都の東京都中小企業者等月次支援給付金の申請は現在も行われています。オンライン申請又は郵送申請での申請が可能です。また、清瀬商工会では新型コロナウイルス感染症に関する助成金の申請サポート等を行う「よろず相談会」を実施しています。そちらで都の月次支援給付金の申請サポートを受けることができます。制度の詳細等に関しては都のコールセンターにお問合せください。

清瀬商工会

042-491-6648（平日 9 時から 17 時半迄）

東京都中小企業者等月次支援給付金（コールセンター）

03-6740-5984（土日祝含む 9 時-19 時迄）

Q 11. 当該支援金は国の月次支援金のように事前登録機関による確認が必要ですか？

A 11. 必要ありません。市と商工会の連携による当該支援金事業は国の二段階の申請方式とは異なり、事前登録機関での確認は不要です。申請する際は、清瀬商工会に郵送で申請をしてください。

Q 12. 国の月次支援金と東京都の東京都中小企業者等月次支援給付金の両方の給付を受けた場合はどちらの決定通知書を提出すればいいですか？

A 12. 国と都の両方の月次支援（給付）金の給付を受けた場合は、どちらか一方の決定通知書を提出してください。

Q 1 3. 当該支援金は国の月次支援金と東京都の東京都中小企業者等月次支援給付金の何月分までの給付が対象となりますか？

A 1 3. 国、都ともに4月分から10月分のいずれかの月で給付を受けていれば対象となります。しかし、清瀬市事業継続支援金の申請期限である令和4年2月28日(月)までに国又は都の月次支援(給付)金の給付決定を受け、清瀬商工会に申込をしている事業者が対象となります。

Q 1 4. 最近、清瀬市に事業所を移してきましたが対象となりますか？

A 1 4. 令和4年1月1日時点で清瀬市に事業所があれば対象とします。その場合、清瀬市で事業を開始したことが分かる書類を提出してください。前提として、国又は都の月次支援(給付)金の給付を受けていることが条件となります。

Q 1 5. 確定申告書に收受印が押印されていない場合は対象となりますか？

A 1 5. 原則として、確定申告書には收受印が押印(税務署においてe-TAXにより申請した場合は受付日時が印字)されていることが必要です。ご自宅からe-TAXによる申請の場合は、「受信通知」があることを確認してください。

Q 1 6. いわゆる「ネット銀行」を利用しており、通帳等のない場合はどうしたらよいですか？

A 1 6. 口座情報(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義)の分かる画面のコピーを提出してください。

Q 1 7. インターネット環境がない場合は、どうすれば申請書を手に入れますか？

A 1 7. 申請書をホームページからダウンロードできない方には、産業振興課窓口や清瀬商工会で申請書をお渡しします。窓口の混雑状況によりお待たせする場合がありますので予めご了承ください。

Q 1 8. 郵送での申請の際、郵送料は負担していただけますか？

A 1 8. 郵送料は申請者の負担となります。また、個人情報等を含む書類になりますので、簡易書留やレターパックなど郵送物の追跡ができる郵送方法を推奨しています。

Q 1 9. 郵送での申請が難しいため、窓口で申請を手伝ってくれませんか？

A 1 9. 感染予防対策のため、原則郵送での申請受付としています。しかしながら、やむを得ず郵送で申請することができない場合、清瀬商工会へ事前予約をすることで商工会内で税理士が申請サポートや税務相談を行います。

Q 2 0. 支援金の使途に制限はありますか？

A 2 0. 使途の制限はありません。事業全般に幅広くお使いいただけます。

Q 2 1. 当該支援金は課税の対象になりますか？

A 2 1. 税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず結果的に課税されません（逆は課税対象となる）。詳細につきましては最寄りの税務署にお問い合わせください。

Q 2 2. 交付までにどのくらい時間がかかりますか？

A 2 2. 必書類等に不備がなければ、申請書類の受付後、2週間以内に交付する予定です。申請書類に不備がある場合、再度書類の提出を求めるため、交付までに時間を要します。チェックリストを利用し、必要書類をご確認のうえ、送付願います。